

# 特定非営利活動法人宮島ネットワーク 定 款

令和8年7月改訂

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人宮島ネットワークと称する。略称はNPO 宮島ネットワークという。以下「本会」という。

### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を、広島県廿日市市宮島町に置く。

2 本会は、前項のほか、従たる事務所を置くことができるものとする。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 本会は、宮島の自然的・歴史的・文化的な環境を永続的に保護・継承しながら、島内外の人々や団体等との連携を図って、現地学習や島内探勝、情報収集・提供、広域宣伝や広域連携、地域資源を活かした特産品開発、まちづくり事業等を行うことによって、地域の保全と活性化を図ることを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、主として次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 科学技術の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 情報化社会の発展を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ア 宮島の自然保護や環境の保全に資する事業
- イ 宮島の歴史・文化を活かす事業
- ウ 環境と調和した地域振興をめざす事業
- エ 観光環境や居住環境の向上に資する事業
- オ 周辺地域や他団体との支援・連携事業
- カ 広報宣伝・情報収集事業
- キ 行政及び各種団体への提言・請願・陳情及び協働事業
- ク 公共施設の管理運営及び公的な事業等の受託事業
- ケ その他、本会の目的達成のため必要な事業

(2) その他の事業

- ア 物品の販売を行う事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会 員

(種別)

第6条 本会の会員は次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体
- (2) 評議員 本会の目的に賛同して入会し、専門的助言や情報提供、案内、解説指導等の活動を通じて事業に協力する個人
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同して入会し、活動を支援する個人及び団体
- (4) 名誉会員 理事長の推薦または理事会の承認により本会から名誉会員となることを依嘱し、本会の目的に賛同して入会を承諾した個人

(入会)

第7条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 正会員は、本会の趣旨に賛同し活動に協力できるものであること。
- (2) 評議員は、本会の目的の一を遂行するために必要な知識や技能又は経験を有し、若しくは同等の活動が期待できると認められること。

2 正会員及び評議員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事会が承認をした上で、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款又は規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由の如何を問わず返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第13条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事3人以上20人以内

(2) 監事1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会で選任する。

2 理事長、副理事長は、理事の互選とする。

3 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることはできない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(職務)

第15条 理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、本会を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故のあるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 本会に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）

その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面または電磁的方法により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項の議決をする。

- (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 本会の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 本会の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 本会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 本会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 本会の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 本会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定された団体に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、本会のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑 則

(事務局)

第56条 本会は、事務を処理するため事務局を置く。

(実施細則)

第57条 この定款の実施について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、本会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	濱岡寛次
副理事長	梅林保雄
副理事長	有本妙子
理事	小林武
理事	末田勝巳
理事	岩藤綾子
理事	林勝治
理事	小林正典
監事	井口健
監事	上垣篤弘

3 本会の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年5月31日までとする。

4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 本会の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年5月31日までとする。

6 本会の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員(団体)	入会金	10,000円	年会費 1口 10,000円
(2) 正会員(個人)	入会金	5,000円	年会費 1口 3,000円
(3) 評議員(個人)	入会金	0円	年会費 1口 2,000円
(4) 賛助会員(団体)	入会金	0円	年会費 1口 10,000円
(5) 賛助会員(個人)	入会金	0円	年会費 1口 5,000円

第21年度 令和8年度(2026年度) 事業計画書について

1 事業実施の方針

特定非営利活動法人宮島ネットワーク

宮島へ来る観光客数は毎年最高を記録し、混雑が慢性的なオーバーツーリズム状態が続いている。NPOでは、観光客の増加に対応しながらも、環境への影響を削減し、島の環境維持、生態系の保全の基本理念のもと、調査と改善・提言を続けていく。  
また、誰にも優しい歩道の提案など、SDGsに貢献・寄与しながら、宮島ならではの事業を模索し、他の団体と連携しながら、息の長い継続できる観光と環境保全のバランスを考えていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額
に護1 資や宮 す環島 る境の 事の自 業保然 全保	①包ヶ浦自然公園の環境保全事業 包ヶ浦自然公園の保全活動と学習		宮島	延べ 40人	延べ 100人	100,000
	②海浜の環境改善事業 アサリ浜復活、貝掘り体験、アマモ場体験	5月	宮島	延べ 40人	延べ 150人	200,000
	③海洋自然環境保全・改善事業 宮島の海洋環境の改善・清掃	10月	宮島	延べ 20人	延べ 60人	100,000
業か化史の2 すを・歴宮 事活文島	①宮島らしい文化事業 民俗文化継承・紙芝居制作上演貸出		宮島	延べ 0人	不特定多 数	0
をし3 めた環 ざ地境 す域と 事振調 業興和	①新しい宮島観光の提案事業1 自然豊かな宮島観光ルートの紹介		宮島	延べ 0人	不特定多 数	0
	②新しい宮島観光の提案事業2 みやじま還暦まじりの更新提案		宮島	延べ 0人		0
業す上境居環4 るにの住境観 事資向環や光	①観光環境の整備 車椅子利用ルートマップ改訂、改善提言		宮島	延べ 10人	延べ 3000人	50,000
事援体域5 業・とや周 運の他辺 携支団地	①他団体との連携・協力事業 自然保護活動事業連携・海の清掃、自然観察、生き物観察等、木工作品展支援		宮島	延べ 10人	不特定多 数	35,000
情6 報広 収報 集宣 事伝 業	①活動紹介・展示広報 自然保護・海の清掃・自然観察等、NPOの活動を展示等で紹介する		宮島	延べ 30人	不特定多 数	70,000
	②NPO宮島ネットワークウェブ広報事業 NPOウェブの充実を図り、宮島の歴史紹介や活動の広報参加者の募集などに活用	通年	宮島	延べ 20人	不特定多 数	40,000
業情書種7 及・団行政 び請体政 協願への及 働のび 事陳提各	①宮島観光環境整備改善事業 車椅子で観光しやすい路面の実現に協力		宮島	延べ 20人	不特定多 数	50,000
	②宮島観光環境整備提案事業 包ヶ浦公園の保全と将来像の提案		宮島			100,000
の公管8 受的理公 託な運共 事業業施 業業及設 等びの	①宮島の環境改善事業 宮島の海岸清掃の情報集約、啓発など	通年	宮島	延べ 30人	不特定多 数	800,000
	②包ヶ浦公園の保安全管理 包ヶ浦公園の汽水池の保全・清掃	通年	宮島	延べ 30人	不特定多 数	150,000
業必成の他9 要の目、そ なための本 事なめ運会	助成など予定なし					0
	計					1,695,000

(2) 「その他の事業」

物品の販売 予定はありません。

第22年度 令和9年度(2027年度) 事業計画書について

1 事業実施の方針

特定非営利活動法人宮島ネットワーク

前年度に引き続き、NPOでは、観光客の増加に対応しながらも、環境への影響を削減し、島の環境維持、生態系の保全の基本理念のもと、調査と改善・提言を続けていく。

また、誰にも優しい歩道の提案など、SDGsに貢献・寄与しながら、宮島ならではの事業を模索し、他の団体と連携しながら、息の長い継続できる観光と環境保全のバランスを考えて事業をすすめる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額
に護1 資や宮 す環島 る境の 事自然 業保全	①包ヶ浦自然公園の環境保全事業 包ヶ浦自然公園の保全活動と学習		宮島	延べ 40人	延べ 100人	100,000
	②海浜の環境改善事業 アサリ浜復活、貝掘り体験、アマモ場体験	5月	宮島	延べ 40人	延べ 50人	100,000
	③海洋自然環境保全・改善事業 宮島の海洋環境の改善・清掃	10月 11月	宮島	延べ 60人	延べ 120人	300,000
業か化史の2 すを・歴宮 事活文島	①宮島らしい文化事業 民俗文化継承・紙芝居制作上演貸出		宮島	延べ 0人	不特定多数	0
す振和3 事興し環 業をた境 め地と ざ域調	①新しい宮島観光の提案事業1 自然豊かな宮島観光ルートの紹介		宮島	延べ 0人	不特定多数	0
	②新しい宮島観光の提案事業2 みやじま還暦まじりの更新提案		宮島	延べ 0人		0
業す上境環4 るにの住境観 事資向環や光	①観光環境の整備 車椅子利用ルートマップ追加		宮島	延べ 3人	延べ 4000人	50,000
事援体域5 業・とや周 連の他辺 携支団地	①他団体との連携・協力事業 自然保護活動事業連携・海の清掃、自然観察、生き物観察等、木工作品展支援		宮島	延べ 10人	不特定多数	35,000
情6 報広 収報 集宣 事伝 業・	①活動紹介・展示広報 自然保護・海の清掃・自然観察等、NPOの活動を展示等で紹介する		宮島	延べ 30人	不特定多数	70,000
	②NPO宮島ネットワークウェブ広報事業 NPOウェブの充実を図り、活動の広報参加者の募集などに活用する	通年	宮島	延べ 20人	不特定多数	50,000
業情言種7 及・団行 び請体政 協願へ及 働・のび 事陳提各	①宮島観光環境整備提案事業 車椅子で観光しやすい路面の実現に協力		宮島	延べ 0人	延べ 0人	0
	②宮島観光環境整備提案事業 包ヶ浦公園の保全と将来像提案・事業推進					50,000
の公管8 受的理公 託な運共 事事営施 業業及設 等びの	①宮島の環境改善事業 宮島の海岸清掃の情報集約、啓発など	通年	宮島	延べ 30人	不特定多数	800,000
	②包ヶ浦公園の保安全管理 包ヶ浦公園の汽水池の保全・清掃	通年	宮島	延べ 50人	不特定多数	250,000
事必の的会他9 業要た運の、そ なめ成日本の	予定なし					0
計						1,805,000

(2) 「その他の事業」

物品の販売 予定はありません。

令和8年度  
(定款改訂第1年度)

「特定非営利活動に係る事業活動予算書」

令和8年6月1日から 令和9年5月31日まで

特定非営利活動法人宮島ネットワーク

経常収益の部

科目・摘要				金額 (単位 円)	
<b>I 経常収益の部</b>					
<b>1 受取会費</b>					478,000
入会金	正会員(団体)	10,000	0口	0	
	正会員(個人)	5,000	2口	10,000	
年会費	正会員(団体)	10,000	21口	210,000	
	正会員(個人)	3,000	31口	93,000	
	評議員	2,000	0口	0	
賛助会員	団体	10,000	14口	140,000	
	個人	5,000	5口	25,000	
<b>2 受取寄付金</b>					0
受取寄付金				0	
<b>3 受取助成金等</b>					0
受取民間助成金				0	
<b>4 事業収益</b>					1,085,000
1	①包ヶ浦自然公園の環境保全事業		(自然観察)	0	
	②海浜の環境改善事業		(アサリ浜育成)	0	
	③海洋自然環境保全・改善事業		(海岸清掃)	0	
2	①宮島らしい文化事業		(紙芝居)	0	
3	①新しい宮島観光の提案事業1		(新散策ルート紹介)	0	
	②新しい宮島観光の提案事業2		(還暦まいり)	0	
4	①観光環境の整備		(車椅子マップ)	0	
5	①他団体との連携・協力事業		(伝統工芸展支援)	35,000	
6	①活動紹介・展示広報		(写真展)	0	
	②NPO宮島ネットワークウェブ広報事業		(HP管理)	0	
7	①宮島観光環境整備改善事業		(土路面の改善)	0	
	②宮島観光環境整備提案事業		(包ヶ浦生物冊子)	0	
8	①宮島の環境改善事業		(清掃情報の整理、啓発)	900,000	
	②包ヶ浦公園の保全管理		(汽水池の管理)	150,000	
9	助成など予定なし			0	
<b>5 その他収益</b>					6,000
受取利息				6,000	
雑収益				0	
<b>6 その他の事業会計からの繰入金</b>					0
				0	
経常収益合計 (A)					1,569,000

(2)「その他の事業」

物品の販売 予定はありません。

令和8年度 「特定非営利活動に係る事業活動予算書」

(定款改訂第1年度)

令和8年6月1日から 令和9年5月31日まで

特定非営利活動法人宮島ネットワーク

経常費用の部

科目・摘要		金額 (単位 円)	
<b>II 経常費用の部</b>			
1 事業費 (事業別)			
1	①包ヶ浦自然公園の環境保全事業 (自然観察)	100,000	
	②海浜の環境改善事業 (アサリ浜育成)	200,000	
	③海洋自然環境保全・改善事業 (海岸清掃)	100,000	
2	①宮島らしい文化事業 (紙芝居)	0	
3	①新しい宮島観光の提案事業1 (新散策ルート紹介)	0	
	②新しい宮島観光の提案事業2 (還暦まいり)	0	
4	①観光環境の整備 (車椅子マップ)	50,000	
5	①他団体との連携・協力事業 (伝統工芸展支援)	35,000	
6	①活動紹介・展示広報 (写真展)	70,000	
	②NPO宮島ネットワークウェブ広報事業 (HP管理)	40,000	
7	①宮島観光環境整備改善事業 (土路面の改善)	50,000	
	②宮島観光環境整備提案事業 (包ヶ浦生物冊子)	100,000	
8	①宮島の環境改善事業 (清掃情報の整理・啓発)	800,000	
	②包ヶ浦公園の保全管理 (汽水池の管理)	150,000	
9	助成など予定なし	0	
	事業費 計		1,695,000
事業費 再 (費目別 内訳)			
	(1) 人件費	505,000	
	人件費 計		505,000
	(2) その他事業費		
	交通・通信費	90,000	
	物品・消耗品費	80,000	
	業務委託費	819,000	
	雑費・その他	201,000	
	その他事業費 計		1,190,000
	事業費 計		1,695,000
2 管理費			
	(1) 人件費		
	事務局人件費	55,000	
	福利厚生 (視察研修会費)	1,000	
	人件費 計		56,000
	(2) その他管理費		
	旅費交通費 (職員交通費)	10,000	
	通信運搬費 (切手・送料など)	6,000	
	寄付金 (赤十字)	10,000	
	事務用品・消耗品 (文具・消耗品費)	20,000	
	雑費 (手数料)	3,000	
	交際費	10,000	
	支払年会費 (商工会・NPOセンター)	15,000	
	租税公課 (法人税)	0	
	会議費		
	監査・理事会・総会	22,000	
	月例会	15,000	
	その他経費 計		111,000
	管理費 計		167,000
当期費用額 計 (B)			1,862,000
当期正味財産増減額 (A) - (B)			▲ 293,000
前期繰越正味財産額 (C)			3,098,720
次期繰越正味財産額 (A) - (B) + (C)			2,805,720

(2)「その他の事業」

物品の販売 予定はありません。

令和9年度  
(定款改訂第2年度)

「特定非営利活動に係る事業活動計算書」

令和9年6月1日から 令和10年5月31日まで

特定非営利活動法人宮島ネットワーク

経常収益の部

科目・摘要				金額 (単位 円)	
I 経常収益の部					
1	入会金・会費収入				484,000
	入会金	正会員(団体)	10,000	0口	0
		正会員(個人)	5,000	2口	10,000
	年会費	正会員(団体)	10,000	21口	210,000
		正会員(個人)	3,000	33口	99,000
		評議員	2,000	0口	0
	賛助会員	団体	10,000	14口	140,000
		個人	5,000	5口	25,000
2	受取寄付金				0
	受取寄付金			0	
3	受取助成金等				0
	受取民間助成金			0	
4	事業収益				1,185,000
1	①	包ヶ浦自然公園の環境保全事業		(自然観察)	0
	②	海浜の環境改善事業		(アサリ浜育成)	0
	③	海洋自然環境保全・改善事業		(海岸清掃)	0
2	①	宮島らしい文化事業		(紙芝居)	0
3	①	新しい宮島観光の提案事業1		(新散策ルート紹介)	0
	②	新しい宮島観光の提案事業2		(還暦まいり)	0
4	①	観光環境の整備		(車椅子マップ)	0
5	①	他団体との連携・協力事業		(伝統工芸展支援)	35,000
6	①	活動紹介・展示広報		(写真展)	0
	②	NPO宮島ネットワークウェブ広報事業		(HP管理)	0
7	①	宮島観光環境整備改善事業		(土路面の改善)	0
	②	宮島観光環境整備提案事業		(包ヶ浦生物冊子)	0
8	①	宮島の環境改善事業		(清掃情報の整理、啓発)	900,000
	②	包ヶ浦公園の保全管理		(汽水池の管理)	250,000
9	助成など予定なし				0
5	その他収益				7,000
	受取利息			7,000	
	雑収益			0	
6	その他の事業会計からの繰入金				0
				0	
経常収益合計 (A)					1,676,000

(2)「その他の事業」

物品の販売 予定はありません。

「特定非営利活動に係る事業活動予算書」

令和9年6月1日から 令和10年5月31日まで

特定非営利活動法人宮島ネットワーク

経常費用の部

科目・摘要	金額 (単位 円)		
<b>II 経常費用の部</b>			
<b>1 事業費 (事業別)</b>			
1 ①包ヶ浦自然公園の環境保全事業		100,000	
②海浜の環境改善事業 (アサリ浜育成)		100,000	
③海洋自然環境保全・改善事業 (海岸清掃)		300,000	
2 ①宮島らしい文化事業 (紙芝居)		0	
3 ①新しい宮島観光の提案事業1 (新散策ルート紹介)		0	
②新しい宮島観光の提案事業2 (還暦まいり)		0	
4 ①観光環境の整備 (車椅子マップ)		50,000	
5 ①他団体との連携・協力事業 (伝統工芸展支援)		35,000	
6 ①活動紹介・展示広報 (写真展)		70,000	
②NPO宮島ネットワークウェブ広報事業 (HP管理)		50,000	
7 ①宮島観光環境整備改善事業 (土路面の改善)		0	
②宮島観光環境整備提案事業 (包ヶ浦生物冊子)		50,000	
8 ①宮島の環境改善事業 (清掃情報の整理、啓発)		800,000	
②包ヶ浦公園の保全管理 (汽水池の管理)		250,000	
9 助成など予定なし		0	
<b>事業費 計</b>			1,805,000
<b>事業費 費目別 内訳</b>			
(1) 人件費	565,000		
人件費 計		565,000	
(2) その他事業費			
交通・通信費	110,000		
物品・消耗品費	100,000		
業務委託費	820,000		
雑費・その他	210,000		
その他事業費 計		1,240,000	
<b>事業費 計</b>			1,805,000
<b>2 管理費</b>			
(1) 人件費			
事務局人件費	55,000		
福利厚生 (視察研修会費)	1,000		
人件費 計		56,000	
(2) その他管理費			
旅費交通費 (職員交通費)	10,000		
通信運搬費 (切手・送料など)	6,000		
寄付金 赤十字	10,000		
事務用品・消耗品 (文具・消耗品費)	20,000		
雑費 手数料	3,000		
交際費	10,000		
支払年会費 (商工会・NPOセンター)	15,000		
租税公課 法人税	0		
会議費			
監査・理事会・総会	22,000		
月例会	15,000		
その他経費 計		111,000	
<b>管理費 計</b>			167,000
<b>当期費用額 計 (B)</b>			1,972,000
<b>当期正味財産増減額 (A) - (B)</b>			▲ 296,000
<b>前期繰越正味財産額 (C)</b>			2,805,720
<b>次期繰越正味財産額 (A) - (B) + (C)</b>			2,509,720

(2)「その他の事業」

物品の販売 予定はありません。